

富士見市指定給水装置工事業者の変更等の届出について

下記の(1)～(4)に掲げる事項に変更があったときは、届出が必要となります。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 法人にあっては、役員の氏名
- (4) 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号

(1) に変更があったとき

- 指定給水装置工事業者指定事項変更届出書（様式第5号）
- 定款（内容（記載事項）に変更がないときは不要）
- 登記簿謄本（事業所（支店等）の記載がないときは不要）
- 事業所の案内図・配置図等
- 事業所の外観・事務所内等の写真

(2) に変更があったとき

（法人の場合）

- 指定給水装置工事業者指定事項変更届出書（様式第5号）
- 誓約書（様式第2号）（代表者の氏名に変更がある場合）
- 定款（内容（記載事項）に変更がないときは不要）
- 登記簿謄本

（個人の場合）

- 指定給水装置工事業者指定事項変更届出書（様式第5号）
- 住民票の写し

(3) に変更があったとき

- 指定給水装置工事業者指定事項変更届出書（様式第5号）
- 誓約書（様式第2号）
- 定款（内容（記載事項）に変更がないときは不要）
- 登記簿謄本

(4) に変更があったとき

- 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第5号）
- 給水装置工事主任技術者免状の写し

※変更のあった日から30日以内に提出してください。遅れた場合は「遅延理由書」が必要です。登記簿謄本と住民票の写しは発行日から3か月以内に取得したものとします。

<問合せ先>

富士見市建設部水道課給水担当

TEL049-251-2711 (内) 525・526

FAX049-254-3340

Eメール suidou@city.fujimi.saitama.jp

様式第5号(第7条関係)

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

(宛先) 富士見市長

年 月 日

届出者

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称			
住 所			
フリガナ 代表者の氏名			
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日

様式第2号(第4条・第5条の2・第7条関係)

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者

氏名又は名称

㊟

住 所

代表者氏名

(宛先) 富士見市長

様式第7号(第12条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

(宛先) 富士見市長

年 月 日

届 出 者

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の選任・解任の届出をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称		
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任年 月 日